

#### 第一条（趣旨）

関西熊本県人会連絡協議会公式ホームページ（<http://www.kansai-kumamoto.com>）運用資金の確保の為、ホームページに協賛バナー広告の枠を設け、広告掲載者を募る。

#### 第二条（広告掲載の基準）

掲載する広告物は、関西熊本県人会連絡協議会ホームページ協賛バナー広告掲載基準に適合するものでなければならない。

#### 第三条（広告の位置及び枠数）

広告掲載を行うホームページにおける広告の位置、枠数などは、ホームページの目的を妨げない限度において、当会が定める。

#### 第四条（広告物の制作及び経費負担）

広告物の原稿データは、広告掲載者が経費を負担するものとし、当会の定める仕様に従って制作し、当会に提出するものとする。

#### 第五条（広告の承認等）

広告掲載者が広告掲載をするときは、当会に対して事前に広告内容を告知し、事務局長の承認を得るものとする。

#### 第六条（広告料金・期間）

1. 広告料金は1枠につき、5,000円／月とし、広告掲載期間分を前納とする。  
但し広告予定期間終了後も継続する場合はその旨10日前までに申出をし、その金額も前納しなければならない。  
広告掲載を終了するときはその旨を10日前までに申出なければならない。
2. 掲載期間は、毎月1日～末日、もしくは任意の30日間を単位とします。

#### 第七条（広告内容の変更）

広告の承認後、諸事情による広告物の内容・デザイン等に変更する場合は、広告者が変更を求めることができる。

#### 第八条（広告掲載の取り下げ）

広告掲載基準に定める「掲載をお断りする業種と広告内容」に反する内容であるときは、当会は広告掲載を中止・取り下げることができる。

#### 第九条（広告料金の還付）

すでに納付した広告料金は、還付しない。ただし、広告掲載者の責に帰することができない事由により、広告掲載を中止又は、取り下げをした時はこの限りではなく、一部又は全部を還付する場合もある。

#### 第十条（委任）

この要領に定めるものの他、必要な基準は別に定める。

#### 附則

この要領は平成29年7月1日から実施する。

1. 趣旨

この基準は、関西熊本県人会連絡協議会ホームページのアクセシビリティやユーザビリティの保持を目的とし広告掲載要領に規定する基準を定めるもの。

2. 広告物の型式

掲載する広告はバナー広告とする

3. 位置、サイズ

位置：PC閲覧時：左サイドバー及び、各ページ本文下部にランダム表示

サイズ：横316ピクセル×縦60ピクセル

4. データ型式

JPEG,PNG,GIF(アニメーションGIFは不可)

5. 掲載をお断りする業種と広告内容

- a. 政治活動に関する内容
- b. 宗教活動に関する内容
- c. 風俗営業またはそれに準ずる業種・事業者
- d. 貸金業法に関連する貸金業（いわゆる消費者金融）
- e. 商品先物取引の業種
- f. 法律の定めない医療類似行為を行う事業者
- g. 民事再生法又は会社更生法による再生または、更生中の事業者
- h. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- i. その他公序良俗に反すると認められる事業者
- j. 関西熊本県人会連絡協議会として不適切だと判断する内容

6. 禁止表現

次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- a. 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」
- b. アラートマーク
- c. ラジオボタン
- d. テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
- e. プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）
- f. 閲覧者が当サイトの情報と混同しやすいもの

7. 当ホームページ・コンテンツとの区別

関西熊本県人会連絡協議会ホームページ情報との混同を避けるため、当ホームページと類似の色調・字体を避け、わかりやすいバナー広告であることを心掛けなければならない。